

入会規定

製品の製造業者、販売業者、または輸入業者（以下総称して、抗菌加工製品メーカー等、防カビ加工製品メーカー等、抗ウイルス加工製品メーカー等または業務用除菌膜施工用塗材メーカー等という）、抗菌加工製品を社会にサービスとして提供している業者（以下、抗菌加工製品提供業者という）および剤の製造業者、販売業者または輸入業者（以下総称して、抗菌剤メーカー等、防カビ剤メーカー等又は抗ウイルス加工剤メーカー等という）で、一般社団法人抗菌製品技術協議会（以下「本会」という）の趣旨に賛同し入会を希望する場合は、次のような入会条件の適合および資料等の提出が必要である。

1. 本会の趣旨に賛同すること。

(1) 本会の目的

本会は、会員がより良い品質と安全性を確保した抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材を消費者に安定して提供できるように、会員の自主管理等に必要なガイドラインを示し、もって会員の利益向上、関連業界の健全な発展および消費者の生活向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤及び業務用除菌膜施工剤の規格・基準および表示方法に関すること。
2. 抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤及び業務用除菌膜施工剤の品質管理に関すること。
3. 抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤及び業務用除菌膜施工剤の利用技術に関すること。
4. 行政機関および関連諸団体との情報交換に関すること。
5. 1号から4号までにに関する調査、研究、広報、情報公開ならびに研究会、講演会、講習会および懇談会の開催。
6. 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

(3) 前項のほか、定款・諸規定等を承認すること。

2. 用語の定義

本会に自主登録する抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤又は抗ウイルス加工剤に関するパンフレット等の資料は「表示・用語等に関する規定」第3項の定義に従った用語を用い、その内容が同規定第5項を満たしていること。

3. 自社の抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤又は抗ウイルス加工剤の少なくとも一品種が本会が制定した「品質と安全性に関する自主規格」に適合していることが確認され、本会に受理、登録されていること。但し、防カビ剤については防カビ剤ポジティブリストへの収載をもって、本会に登録されたものとみなす。

<p>(抗菌剤メーカー等)</p> <p>(1) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で抗菌剤（無機抗菌剤、有機合成抗菌剤、有機天然抗菌剤等）を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の抗菌性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 抗菌剤の安全データシート（SDS）が作成されていること。</p>	<p>(抗菌加工製品メーカー等)</p> <p>(1) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で抗菌加工製品を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の抗菌性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 抗菌加工製品に使用されている原材料の安全データシート（SDS）が作成されていること。</p>
<p>(防カビ剤メーカー等)</p> <p>(1) 日本国内で防カビ剤（無機防カビ剤、有機合成防カビ剤、有機天然防カビ菌剤等）を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の防カビ性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 防カビ剤の安全データシート（SDS）が作成されていること。</p> <p>(5) 防カビ剤が本会の防カビ剤ポジティブリストに収載されていること</p>	<p>(防カビ加工製品メーカー等)</p> <p>(1) 日本国内で防カビ加工製品を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の防カビ性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 防カビ加工製品に使用されている原材料の安全データシート（SDS）が作成されていること。</p> <p>(5) 使用されている防カビ剤はすべて本会の防カビ剤ポジティブリストに収載されていること</p>

<p>(抗ウイルス加工剤メーカー等)</p> <p>(1) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で抗ウイルス加工剤を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の抗ウイルス性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 抗ウイルス加工剤の安全データシート (SDS) が作成されていること。</p>	<p>(抗ウイルス加工製品メーカー等)</p> <p>(1) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で抗ウイルス加工製品を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の抗ウイルス性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 抗ウイルス加工製品に使用されている原材料の安全データシート (SDS) が作成されていること。</p>
<p>(業務用除菌膜施工用塗材メーカー等)</p> <p>(1) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で業務用除菌膜施工用塗材を上市、もしくは上市予定であること。</p> <p>(2) 品質と安全性に関する自主規格の業務用除菌膜施工用塗材性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 業務用除菌膜施工用塗材に使用されている原材料の安全データシート (SDS) が作成されていること。</p>	
<p>(抗菌加工製品提供業者)</p> <p>(1) 日本国内で、抗菌塗料、抗菌フィルム等を用いて抗菌加工した施設、備品等をサービスとして社会に提供していること</p> <p>(2) 上記 (1) の抗菌加工製品の抗菌性能が品質と安全性に関する自主規格の抗菌性能基準に適合すること。</p> <p>(3) 上記 (1) の抗菌塗料、抗菌フィルム等に使用されている抗菌剤の安全性が品質と安全性に関する自主規格の安全性基準に適合すること。</p> <p>(4) 上記 (1) の抗菌塗料、抗菌フィルム等に使用されている原材料の製品安全データシート (SDS) が作成されていること</p> <p>(5) 上記 (1) の抗菌塗料、抗菌フィルム等が本会に登録されていること</p>	

4. 自主管理体制が確立されていること。

<p>(抗菌剤メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で抗菌試験を行える体制にあること又は賛助会員である試験機関と協力体制が築かれていること。</p> <p>(3)上記の会員会社内等で抗菌試験を行える体制とは、試験管理士を含む特定の社員が自社関連設備等で抗菌試験を行える体制とする。</p>	<p>(抗菌加工製品メーカー等、抗菌加工製品提供者)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で抗菌評価が行える体制にあること。ただし、賛助会員である抗菌評価試験機関、または、賛助会員である抗菌評価試験機関とのクロスチェックが行われている本会正会員の抗菌剤メーカーの協力体制があれば、体制があると認める。</p> <p>(3)試験管理士が1名以上いることが望ましい。</p>
<p>(防カビ剤メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)試験管理士または同等の資格を有する者が1名以上いることでもって、防カビ評価が行える体制にあると判断する。ただし、同等の資格を有する者の場合は、入会を認められた日から1年以内に試験管理士講習を修了しないと本会の入会を取り消される。</p>	<p>(防カビ加工製品メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で防カビ評価が行える体制にあること。ただし、賛助会員である防カビ評価試験機関、または、賛助会員である防カビ評価試験機関とのクロスチェックが行われている本会正会員の防カビ剤メーカーの協力体制があれば、体制があると認める。</p> <p>(3)試験管理士が1名以上いることが望ましい。</p>
<p>(抗ウイルス加工剤メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で抗ウイルス評価が行える体制にあること又は賛助会員である試験機関と協力体制が築かれていること。</p> <p>(3)上記の会員会社内等で抗ウイルス試験を行える体制とは、試験管理士を含む特定の社員が自社関連設備等で抗ウイルス試験を行える体制とする。</p>	<p>(抗ウイルス加工製品メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で抗ウイルス評価が行える体制にあること。ただし、賛助会員である抗ウイルス評価試験機関の協力体制があれば、体制があると認める。</p>
<p>(業務用除菌膜施工用塗材メーカー等)</p> <p>(1)管理責任者がいること。</p> <p>(2)会員会社内等で業務用除菌膜施工用塗材の評価が行える体制にあること。ただし、賛助会員である業務用除菌膜施工用塗材の評価試験機関の協力体制があれば、体制があると認める。</p>	

5. 遵守事項

消費者等から抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤、防カビ剤、抗ウイルス加工剤または業務用除菌膜施工剤に関する資料要求があった場合は速やかにこれに応じること。

6. 入会の承認

(1) 新規入会の承認

全ての新規会員の入会は定款第 12 条に従い、過半数を超える理事の承認を得なければならない。

(2) 会員の種類の変更の承認

準会員が正会員に変更する場合等、会員の種類の変更申請があった場合は、過半数を超える理事の承認を必要とする。

なお正会員において、抗菌加工製品メーカー会員が抗菌剤を登録した場合は抗菌剤の登録受理と抗菌試験管理士の届出をもって自動的に抗菌剤メーカー会員に移行し、抗菌剤メーカー会員が抗菌加工製品を登録した場合には引き続き抗菌剤メーカー会員として扱う。

(3) 理事による入会審議の方法

理事による新規会員の入会審議及び会員種類の変更審議は、Eメールを含むインターネットを介した電磁的方法によって行う。

7. 正会員の入会申込の手続き

(1) 抗菌加工製品メーカー等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データのシートⅡ（抗菌加工製品）」に必要事項を記載し、入会申込書、誓約書（外国企業の場合はこれに本会会員の推薦状を添付する）、JNLA ロゴ付き試験証明書（但し、本会が認めている JIS Z 2801 以外の試験法、試験条件を使用している場合は JNLA 認定試験所が発行した JNLA ロゴのない試験証明書）の写し、当該製品に関するパンフレット等を添えて事務局に提出する。

(2) 防カビ加工製品メーカー等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データのシートⅢ（防カビ加工製品）」に必要事項を記載し、入会申込書、本会の賛助会員または試験管理士が発行する防カビ試験報告書、当該製品に関するパンフレット等を添えて事務局に提出する。

(3) 抗ウイルス加工製品等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データのシートⅤ（抗ウイルス加工製品）」に必要事項を記載し、入会申込書、「品質と安全性に関する自主規格」6 項に記載の試験機関が発行する抗ウイルス試験報告書、当該製品に関するパンフレット等を添えて事務局に提出する。

(4) 業務用除菌膜施工用塗材等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データのシートVI（業務用除菌膜施工用塗材）」に必要事項を記載し、入会申込書、「品質と安全性に関する自主規格」7項に記載の試験機関が発行する業務用除菌膜施工用塗材試験報告書、当該製品に関するパンフレット等を添えて事務局に提出する。

(5) 抗菌剤メーカー等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート I（抗菌剤）」に必要事項を記載し、入会申込書、誓約書（外国企業の場合はさらに本会会員の推薦状を添付）、抗菌剤の SDS、パンフレット等を添えて事務局に提出する。

(6) 防カビ剤メーカー等

「防カビ剤ポジティブリスト収載判定規定 様式2 エントリーシート」に必要事項を記載し、入会申込書と防カビ剤の SDS、パンフレット等を添えて事務局に提出し、防カビ剤ポジティブリスト収載判定委員会の承認を受けて防カビ剤をポジティブリストに収載する。

(7) 抗ウイルス加工剤メーカー等

「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート VII（抗ウイルス加工剤）」に必要事項を記載し、入会申込書、誓約書（外国企業の場合はさらに本会会員の推薦状を添付）、抗ウイルス加工剤の SDS、パンフレット等を添えて事務局に提出する。

(8) 抗菌加工製品提供者

「品質と安全性に関する入会・自主登録データシートIV（抗菌加工製品の提供）」に必要事項を記載し、入会申込書、誓約書、JNLA ロゴ付き試験証明書（但し、本会が認めている JIS Z 2801 以外の試験法、試験条件を使用している場合は JNLA 認定試験所が発行した JNLA ロゴのない試験証明書）の写し、提供製品に関するパンフレット等を添えて事務局に提出する。

8. 試験機関の賛助会員としての入会条件

試験機関が賛助会員として入会を希望する場合は、以下の条件を承諾する旨の確認書を提出すること。

- (1) 業務規定および内容に関する資料を提出すること。
- (2) 検査を実施するに際し、検査結果の信頼性の確保システムが導入されていること。
また、これらに関する組織図、システムの基本となる文書および検査担当者リスト（略歴を含む）を提出すること。
- (3) 抗菌性能評価技術管理規定の定めに従って、会員間で定期的に行われる抗菌試験に関するクロスチェックに参加し、評価水準の維持を図ることについて了解すること。

注 1) 安全性試験機関については、(3)は除外する。

9. 準会員としての入会条件

準会員としての入会条件は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入会申請したが、データ等に不備があり、その修正を準備している者。

- (2) 本会の既存の抗菌剤、防カビ剤、抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材の概念に当てはまらないか、もしくは本会の試験方法等が定まっていないため入会申請書類が準備できない者。
- (3) 抗菌剤、防カビ剤、抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材について上市予定があり知見を得るため入会を希望する者
- (4) 流通関係者等で広く抗菌加工製品・防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材を取り扱っており知見を得るため入会を希望する者

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 10 年 11 月 30 日

改訂：平成 11 年 5 月 17 日

改訂：平成 11 年 6 月 2 日

改訂：平成 12 年 6 月 22 日

改訂：平成 13 年 6 月 22 日

改訂：平成 13 年 7 月 24 日

改訂：平成 17 年 5 月 18 日

改訂：平成 19 年 2 月 2 日

改訂：平成 19 年 5 月 21 日

改訂：平成 19 年 9 月 21 日

改訂：平成 20 年 5 月 19 日

改訂：平成 24 年 9 月 19 日

改訂：平成 25 年 2 月 27 日

改訂：平成 25 年 5 月 10 日

改訂：平成 25 年 9 月 18 日

改訂：平成 26 年 3 月 20 日

改訂：平成 26 年 5 月 14 日

改訂：平成 27 年 9 月 17 日

改訂：2019 年 3 月 26 日

(抗ウイルス加工製品の運用は、ISO 21702 の発行後とする)

改訂：2019 年 7 月 29 日

改訂：2019 年 12 月 4 日

改訂：2020 年 7 月 17 日

改訂：2020 年 12 月 1 日

改訂：2021 年 12 月 14 日

(業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する)

改訂：2023 年 5 月 29 日

(抗ウイルス加工剤及び抗ウイルス加工製品(シェーク法)の登録は 7 月 1 日から運用する)

改訂：2023 年 9 月 7 日

年 月 日

抗菌製品技術協議会 会長 殿

会社名

役職名

氏 名

印

一般社団法人抗菌製品技術協議会 入会申込書（剤メーカー等用）

抗菌製品技術協議会の趣旨に賛同し、協議会定款第 12 条に基づき、入会の承認を受けたいので、管理責任者および試験管理士を選任し、入会審査用資料を添えて申込みします。

また、協議会に入会が認められた場合には協議会諸規定を遵守します。

記

連絡 担当者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
管理 責任者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
試験 管理士	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
会社ホームページアドレス		
SIAA を紹介し入会を勧めてくれた企業・団体名		

<p>品質管理体制及び製品の品質を維持するための活動（具体的に記載してください）</p>	
--	--

（定款第 12 条関係：正会員／剤メーカー等用）

年 月 日

抗菌製品技術協議会 会長 殿

会社名

役職名

氏 名

印

一般社団法人抗菌製品技術協議会 入会申込書
(加工製品メーカー等、加工製品提供業者用)

抗菌製品技術協議会の趣旨に賛同し、協議会定款第 12 条に基づき、入会の承認を受けたいので、管理責任者を選任し入会審査用資料を添えて申込みします。

また、協議会に入会が認められた場合には協議会諸規定を遵守します。

記

連絡 担当者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	FAX	
	E-mail	
管理 責任者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	FAX	
	E-mail	
会社ホームページアドレス		
SIAA を紹介し入会を勧めてくれた企業・団体名		
品質管理体制及び加工製品の品質を維持するための活動（具体的に記載してください）		

(定款第 12 条関係：正会員／加工製品メーカー等用)

年 月 日

抗菌製品技術協議会 会長 殿

団体名

役職名

氏 名

印

一般社団法人抗菌製品技術協議会 入会申込書（賛助会員用）

抗菌製品技術協議会の趣旨に賛同し、抗菌製品技術協議会定款第 12 条に基づき、入会の承認を受けたいので入会を申込みします。

また、協議会に入会が認められた場合には協議会諸規定を遵守します。

記

連絡先住所	〒
所 属	
役 職 名	
氏 名	
TEL	
FAX	
E-mail	
事業内容 (概略)	
会社ホームページアドレス	
SIAA を紹介し入会を勧め てくれた企業・団体名	

(定款第 12 条関係：賛助会員用)

注) 事業内容の詳細が分かる貴案内パンフレット等を添付願います。

年 月 日

抗菌製品技術協議会 会長 殿

会社名

役職名

氏 名

印

一般社団法人抗菌製品技術協議会 入会申込書（準会員用）

抗菌製品技術協議会の趣旨に賛同し、協議会定款第 12 条に基づき、入会の承認を受けたいので、管理責任者および試験管理士を選任し、申込みします。

また、協議会に入会が認められた場合には協議会諸規定を遵守します。

記

連絡担当者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
管理責任者	住 所	〒
	事業所・部門名	
	役 職 名	
	氏 名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
会社ホームページアドレス		
SIAA を紹介し入会を勧めた企業・団体名		

(定款第 12 条関係：準会員用)

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシート I (抗菌剤)

会社名				
住所	〒			
事業所・部門名				
担当者	役職		氏名	
連絡先	電話		Fax	

1. 抗菌剤の商品名等

商品名・品番	
抗菌剤の一般名	
製・販等の区分	原体製造販売、フォーミュラ、販売専業、輸入販売、 その他 ()
抗菌剤の種類 [大分類]	無機、有機合成、有機天然、有機無機混合、光触媒、抗菌メタル その他 ()
抗菌剤の種類 [中分類]	

2. 抗菌剤の最小発育阻止濃度等データ

試験菌名 NBRC No.	抗菌評価試験法*	MIC	試験機関名	報告年月日報告書 No.
<i>Staphylococcus aureus</i> NBRC 12732		・ µg/ml		
<i>Escherichia coli</i> NBRC 3972		・ µg/ml		

*最小発育阻止濃度測定法 I (SIAA)、または最小発育阻止濃度測定法 (日本化学療法学会) のいずれかを記入してください。

3. 抗菌剤の安全性試験データ

	安全性試験濃度 (重量%)	試験動物等	試験結果	試験機関名	報告書 No.
急性経口毒性					
皮膚一次刺激性					
変異原性					
皮膚感作性					

機密保持レベル D

4. 抗菌剤の法的状況 (Yes か No のどちらかに ○)

日本以外の国または地域で販売する場合は、その国または地域の化学物質に関する法律や規制への適合を確認すること。

	質問項目	Yes	No
1	化審法で、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、または監視化学物質として指定されていますか？		
2	電離放射線障害防止規則で規定されている放射性物質ですか？		
3	RoHS (特定有害物質使用制限) 指令で規制されている物質ですか？		
4	毒物及び劇物取締法またはその指定令で指定されている毒物又は劇物ですか？		
5	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および関連法規により規制されている化学物質ですか？		

5. SIAA マーク

表 示	する	しない
	再登録で表示する (平成 年 月 日再申請) [当初は表示しなかったが、後日表示する事になった場合は受理通知書と共に送付された申請書の写しを使い、この項目に再申請日を記入し、表示する場合の添付資料と共に再提出して下さい]	

SIAA マークを表示する場合の添付資料

SIAA マークおよび抗菌について表示している資料すべて (原稿、ゲラ刷り の段階が望ましい)

- () 製品に表示の SIAA マーク
- () 包装
- () カタログ
- () チラシ
- () 取扱い説明書
- () 技術資料
- () ホームページ
- () その他、POP 等 ()

上記内容に間違いなきことを証します。

年 月 日

管理責任者

印

再申請

年 月 日

管理責任者

印

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅡ（抗菌加工製品）

会社名				
住所	〒			
事業所・部門名				
担当者	役職		氏名	
連絡先	Tel		Mail	

1. 抗菌加工製品名と抗菌性能

同等抗菌加工製品群の内容		製品用途			
抗菌加工製品名・品番					
抗菌加工部位	本体、 部分の場合は具体的な部位： ()				
抗菌加工方法	練り込み、塗装、印刷、焼成、その他 ()				
製・販等の区分	製造販売、販売専業、流通業、輸入販売、 その他 ()				
抗菌力試験実施 機関名	(JNLA 認定の本会会員)		報告年月日		
			報告書 No.		
試験片サンプル部位					
抗菌力持続性試験	耐水性区分		耐光性区分		
報告書 内容	菌種	NBRC No.	抗菌力試験法名	菌液等条件	試験結果
	耐水				
	耐光				

2. 使用抗菌剤の区分

抗菌剤の種類 [大分類]	無機、有機合成、有機天然、有機無機混合、光触媒、抗菌メタル その他 ()
抗菌剤の種類 [中分類]	
使用抗菌剤の一般名 (非開示可)	

3. 抗菌剤（抗菌機能を発現させる物質）の安全性データ

	安全性試験濃度 (重量%)	試験動物	試験結果	試験機関名	報告 No.
急性経口毒性					
皮膚一次刺激性					
変異原性					
皮膚感作性					

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅢ（防カビ加工製品）

会社名			
住所	〒		
事業所・部門名			
担当者	役職		氏名
連絡先	電話		Fax

1. 防カビ加工製品名と防カビ性能

同等防カビ加工製品群の内容		製品用途		
防カビ加工製品名・品番				
防カビ加工部位	本体、 部分の場合は具体的な部位：（ ）			
防カビ加工方法	練り込み、塗装、印刷、焼成、その他 （ ）			
製・販等の区分	製造販売、販売専業、流通業、輸入販売、 その他（ ）			
防カビ効力試験実施機関名		報告年月日		
		報告書 No.		
試験片サンプリング部位				
防カビ効力試験	耐水性区分		耐光性区分	
報告書内容	区分	試験結果	試験法名	対象物レベル
	耐	無処理品		
	水	加工製品		
	耐	無処理品		
光	加工製品			

2. 使用防カビ剤の情報

防カビ剤ポジティブリスト番号	
使用防カビ剤の製品名（一般名）	
添加量*	

*コーティング剤（塗料、インキ）等は、水分または溶剤が揮発した後のコーティング面（樹脂分）に対する添加量

3. 防カビ SIAA マーク

	する	しない
表示	再登録で表示する（平成 年 月 日再申請） 当初は表示しなかったが、後に表示する事になった場合は受理通知書と共に送付された申請書の写しを使い、この項目に再申請目を記入し、表示する場合の添付資料と共に再提出して下さい	

防カビ SIAA マークを表示する場合の添付資料

防カビ SIAA マークおよび防カビについて表示している資料すべて（原稿、ゲラ刷りの段階が望ましい）

- 製品に表示の防カビ SIAA マーク
- 包装
- カタログ
- チラシ
- 取扱い説明書
- 技術資料
- ホームページ
- その他 POP 等 ()

上記内容に間違いなきことを証します。

年 月 日

管理責任者

印

再申請

年 月 日

管理責任者

印

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシートV (抗ウイルス加工製品)

会社名				
住所	〒			
事業所・部門名				
担当者	役職		氏名	
連絡先	Tel		Mail	

1. 抗ウイルス加工製品名と抗ウイルス性能

同等抗ウイルス加工製品群の内容			製品用途	
抗ウイルス加工製品名・品番				
抗ウイルス加工部位	本体、部分の場合は具体的な部位：()			
抗ウイルス加工方法	練り込み、塗装、印刷、焼成、その他()			
製・販等の区分	製造販売、販売専業、流通業、輸入販売、その他()			
抗ウイルス性試験実施機関名	(本会会員の試験機関)		報告年月日	
			報告書 No.	
試験片サンプルリング部位				
抗ウイルス持続性試験	耐水性区分		耐光性区分	
報告書内容	ウイルス株	ATCC No.	抗ウイルス性試験法名	試験結果
	耐水	インフルエンザウイルス	VR-1679	
		ネコカリシウイルス	VR-782	
	耐光	インフルエンザウイルス	VR-1679	
		ネコカリシウイルス	VR-782	

2. 使用抗ウイルス加工剤の区分

抗ウイルス加工剤の種類 [大分類]	無機、有機合成、有機天然、有機無機混合、メタルその他()
抗ウイルス加工剤の種類 [中分類]	
使用抗ウイルス加工剤の一般名 (非開示可)	

3. 抗ウイルス加工剤 (抗ウイルス機能を発現させる物質) の安全性データ

	安全性試験濃度 (重量%)	試験動物等	試験結果	試験機関名	報告 No.
急性経口毒性					
皮膚一次刺激性					
変異原性					
皮膚感作性					

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシート VI (業務用除菌膜施工用塗材)

会社名				
住所	〒			
事業所・部門名				
担当者	役職		氏名	
連絡先	電話		mail	

1. 業務用除菌膜施工用塗材名と業務用除菌膜性能

同等業務用除菌膜施工用塗材の内容		製品用途 (主な対象物)			
業務用除菌膜施工用塗材名・品番					
製・販等の区分	製造販売、販売専業、流通業、輸入販売、その他 ()				
業務用除菌膜施工用塗材試験実施機関名	(試験機関名)		報告年月日		
			報告書 No.		
試験片の材質等					
持続性試験	耐水性区分		耐光性区分	試験方法・試験条件等	
報告書内容	菌種	NBRC No.	試験結果		
			初期減少値	繰り返し減少値	比較繰り返し減少値
	耐水	大腸菌			
		黄色ブドウ球菌			
	耐光	大腸菌			
黄色ブドウ球菌					

2. 業務用除菌膜施工剤の区分

業務用除菌膜施工剤の種類 [大分類]	無機、有機合成、有機天然、有機無機混合、メタル その他 ()
業務用除菌膜施工剤の種類 [中分類]	
業務用除菌膜施工剤一般名 (非開示可)	

3. 業務用除菌膜施工剤の安全性データ

	安全性試験濃度 (重量%)	試験動物等	試験結果	試験機関名	報告 No.
急性経口毒性					
皮膚一次刺激性					
変異原性					
皮膚感作性					

抗菌製品技術協議会 事務局 御中

品質と安全性に関する入会・自主登録データシートⅦ (抗ウイルス加工剤)

会社名				
住所	〒			
事業所・部門名				
担当者	役職		氏名	
連絡先	電話		Fax	

1. 抗ウイルス加工剤の商品名等

商品名・品番				
製・販等の区分	原体製造販売、フォーミュレータ、販売専業、輸入販売、 その他 ()			
抗ウイルス加工剤の種類 [大分類]	無機、有機合成、有機天然、有機無機混合、 その他 ()			
抗ウイルス加工剤の種類 [中分類]				

2. 抗ウイルス加工剤の抗ウイルス活性データ*)

試験ウイルス名	ウイルス株 ATCC No.	抗ウイルス 活性値	試験機関名	報告書 No.
インフルエンザ ウイルス	VR-1679			
ネコカリシウイ ルス	VR-782			

*) 抗ウイルス性試験方法は、本会が定める「抗ウイルス加工剤の抗ウイルス性試験方法」による。

3. 抗ウイルス加工剤の安全性試験データ

	安全性試験濃度 (重量%)	試験方法及び 試験動物等	試験結果	試験機関名	報告書 No.
急性経口毒性					
皮膚一次刺激性					
変異原性					
皮膚感作性					

機密保持レベル D

4. 抗ウイルス加工剤の法的状況 (Yes か No のどちらかに ○)

日本以外の国または地域で販売する場合は、その国または地域の化学物質に関する法律や規制への適合を確認すること。

	質問項目	Yes	No
1	化審法で、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、または監視化学物質として指定されていますか？		
2	電離放射線障害防止規則で規定されている放射性物質ですか？		
3	RoHS (特定有害物質使用制限) 指令で規制されている物質ですか？		
4	毒物及び劇物取締法またはその指定令で指定されている毒物又は劇物ですか？		
5	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律および関連法規により規制されている化学物質ですか？		

5. SDS

申請する抗ウイルス加工剤の SDS を添付してください。

6. SIAA マーク

表示	する	しない
	再登録で表示する (年 月 日再申請)	
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 当初は表示しなかったが、後日表示する事になった場合は受理通知書と共に送付された申請書の写しを使い、この項目に再申請日を記入し、表示する場合の添付資料と共に再提出して下さい </div>	

SIAA マークを表示する場合の添付資料

SIAA マークおよび抗ウイルスについて表示している資料すべて (原稿、ゲラ刷りの段階が望ましい)

- () 製品に表示の SIAA マーク
- () 包装
- () カタログ
- () チラシ
- () 取扱い説明書
- () 技術資料
- () ホームページ
- () その他、POP 等 ()

上記内容に間違いなきことを証します。

年 月 日

管理責任者

印

再申請

年 月 日

管理責任者

印

品質と安全性に関する入会・自主登録データシート記入要領

次に、製品登録する際に提出する「品質と安全性に関する入会・自主登録データシート」に関してその記入上の注意点を示す。

1. 抗菌剤

項目	記入上の注意
1. 会社名	
2. 住所	
3. 事業所・部門名	いくつかの事業所・部門で抗菌剤を製造・販売している場合は、抗技協の窓口となるべき部署を選択すること。
4. 担当者	抗技協の窓口となる部署の担当者名を記入すること。
5. 連絡先	
6. 商品名・品番	1) 品名（及びグレードがあればそのグレード名）・品番を記入のこと。 2) 2つ以上の商品名あるいはグレードがある場合は、そのうちの代表的な商品名・グレード1つを選択して記入のこと。
7. 抗菌剤の一般名	「表示・用語等に関する規定」の「抗菌剤の分類」に基づく大分類、または情報公開されても良い範囲で一般化学物質名を使うこと。 (例1) 無機抗菌剤 (例2) 有機合成抗菌剤 (例3) 有機無機混合抗菌剤 (例4) 光触媒抗菌剤
8. 製・販等の区分	1) 抗菌剤の製造～販売のどの部分に関与しているのかに○印をつけること。 2) 記載された区分に入らない時は「その他」に具体的に表記すること。
9. 抗菌剤の種類 [大分類]	1) 「表示・用語等に関する規定」の「抗菌剤の分類」に基づいて大分類を選択すること。 2) 抗菌剤の種類に○印をつけること。 3) いずれの範疇にも入らない場合は、「その他」に具体的に記入すること。 4) 当種類名を SIAA マーク表示の場合に用いること。
10. 抗菌剤の種類 [中分類]	1) 「表示・用語等に関する規定」の「抗菌剤の分類」に基づいて中分類を選択すること。 (例1) 銀系・亜鉛系混合物 (例2) 有機合成抗菌剤（エーテル系）・無機抗菌剤（亜鉛系）混合物 2) 複数の成分を含有する場合は全成分を表示すること。 3) 有機無機混合抗菌剤 [大分類] では具体的な [中分類] の全成分を表示すること。 4) その他の場合は一般化学物質名を表示すること。
11. 試験菌名 NBRC No.	必ず指定の菌種で試験をすること。
12. MIC	SIAA 法あるいは日本化学療法学会法を記入すること。
13. 抗菌評価試験法	「品質と安全性に関する自主規格」表 1 抗菌剤の抗菌性能基準に基づき実施のこと。
14. 抗菌性能値	「品質と安全性に関する自主規格」表 1 抗菌剤の抗菌性能基準に基づき実施した試験結果を記入のこと。

機密保持レベル D

15. 試験機関名	自社で行なった場合は「自社」と記入。第三者機関の場合は、その名称を記入のこと。
16. 報告年月日 報告書 No.	1) 第三者機関の場合は、必ず報告年月日及び報告書 No. を記入のこと。 2) 自社であっても報告年月日は記入のこと。
17. 安全性試験濃度	1) 試料が「原体」で有効成分の濃度が 100%の場合は「100」とする。これを希釈した場合は、その希釈濃度を記入のこと。 2) なお、試験結果が「品質と安全性に関する自主規格」の安全性基準を満足しない場合は、希釈して試験をやり直すこと。また混合物は、混合物での試験を行ない、その濃度を記入のこと。
18. 試験動物等	急性経口毒性ではラット雌雄またはマウス雌雄を記入のこと。 皮膚一次刺激性では「ウサギ」と記入する。 変異原性では Preincubation 法または Plate 法のいずれであるかを記入のこと。 皮膚感作性では Adjuvant and Patch Test または Maximization Test のいずれであるかを記入のこと。
19. 試験結果	試験報告書の記載通りに記入のこと。例えば LD50 は 2000mg/kg 以上が安全性基準であるが取得データが LD50=5000mg/kg であれば、そのように記入のこと。 皮膚一次刺激性では P.I.I.を併記すること。
20. 試験機関名	
21. 報告書 No.	報告書記載通りに記入のこと。
22. S I A A マーク	1) このシートで登録する抗菌加工製品に S I A A マークを表示するかどうかに○印を付けること。 2) 当初は表示しなかったが、後日表示することになった場合は受理通知書と共に送付された申請書の写しを使い、この項目に再申請日を記入し、表示する場合の添付資料と共に再提出すること。 3) 添付資料については該当する資料の () 欄にチェックを付けること。
23. 日付	1) 申請日付を記入すること。 2) 23. の 2) の場合は、括弧内に再提出日を記入のこと。
24. 管理責任者	再申請の場合は、再申請の方に記入のこと。

2. 抗菌加工製品

項 目	記 入 上 の 注 意
1. 会社名	
2. 住所	
3. 事業所・部門名	いくつかの事業所・部門で抗菌剤・抗菌加工製品を製造・販売している場合は、抗技協の窓口となるべき部署を選択すること。
4. 担当者	抗技協の窓口となる部署の担当者名を記入のこと。
5. 連絡先	
6. 同等抗菌加工製品群の内容	基材、抗菌剤及びその添加量、加工方法、成型方法が同じ場合に該当し、その群の名称(商品シリーズ名等)を記入のこと。
7. 抗菌加工製品名・品番	1) 抗菌加工製品名及び品番があれば、その品番を記入のこと。 2) 同等抗菌加工製品群の中に 2 つ以上の抗菌加工製品がある場合は、そのうちの代表的な 1 つを選択して記入すること。
8. 抗菌加工部位	1) 全ての部位が加工部位の場合は本体に○印を付けること。 2) 加工部位が部分の場合は具体的な部位を記入のこと。例えば、冷蔵庫であれば取手、トレイ、庫内壁などと記入のこと。 3) 当部位名を SIAA マーク表示に用いること。
9. 抗菌加工方法	1) 加工方法に○印をつけること。 2) いずれの加工方法にも該当しない場合は「その他」に具体的に記入すること。 3) 当加工方法名を SIAA マーク表示に用いること。
10. 製・販等の区分	抗菌加工製品の製造～販売のどの部分に関与しているのかに○印をつけること。記載された区分に入らない場合は、「その他」に具体的に記入すること。
11. 抗菌力試験機関名	1) 本会会員である JNLA 認定試験機関名を記入のこと。
12. 報告年月日	必ず記入して下さい。
13. 報告書 NO.	
14. 試験片カブリング部位	1) 抗菌試験に供したサンプルを取った部位を記入のこと。 2) 実際の抗菌商品ではなく、同等のプレート等で評価した場合はその旨表示のこと。
15. 耐久性試験方法	耐水性区分および耐光性区分を記入のこと。
16. 報告書内容 1) 菌種 NBRC No. 2) 抗菌力試験法名 3) 菌液等条件	黄色ブドウ球菌(NBRC12732)および大腸菌(NBRC3972)について記入のこと。 「品質と安全性に関する自主規格」4. 表 2 に基づいて試験法名を記入のこと。 1) 「1/500NB、24Hr」と記入のこと。 2) 上記条件以外の場合は、その条件を記入しても良いが、1)の条件での試験を追加して実施することになる。
17. 抗菌剤の種類 [大分類]	1) 「表示・用語等に関する規定」の「抗菌剤の分類」に基づいて大分類を選択すること。 2) 抗菌剤の種類に○印をつけること。 3) いずれの範疇にも入らない場合は、「その他」に具体的に記入すること。 4) 当種類名を SIAA マーク表示の場合に用いること。

機密保持レベル D

18. 抗菌剤の種類 [中分類]	<p>1) 「表示・用語等に関する規定」の「抗菌剤の分類」に基づいて中分類を選択すること。 (例1) 銀系・亜鉛系混合物 (例2) 有機合成抗菌剤(エーテル系)・無機抗菌剤(亜鉛系)混合物</p> <p>2) 複数の成分を含有する場合は全成分を表示すること。 3) 有機無機混合抗菌剤[大分類]では具体的な[中分類]の全成分を表示すること。 4) その他の場合は一般化学物質名を表示すること。</p>
19. 抗菌剤の一般名	情報公開されても良い範囲で一般的化学物質名を使うこと。
20. 安全性試験濃度	<p>1) 試料が「原体」で有効成分の濃度が100%の場合は「100」とする。これを希釈した場合は、その希釈濃度を記入のこと。 2) なお、試験結果が「品質と安全性に関する自主規格」の安全性基準を満足しない場合は、希釈して試験をやり直すこと。 3) また混合物は、混合物での試験を行ない、その濃度を記入すること。</p>
21. 試験動物等	「品質と安全性に関する自主規格」表5に基づいて具体的に記入のこと。
22. 試験結果	<p>試験報告書の記載通りに記入のこと。例えばLD50は2000mg/kg以上が安全性基準であるが取得データがLD50=5000mg/kgであれば、そのように記入すること。 皮膚一次刺激性ではP.I.I.を併記すること。</p>
23. 試験機関名	
24. 報告書NO.	報告書記載通りに記入すること。
25. S I A A マーク	<p>1) このシートで登録する抗菌加工製品に S I A A マークを表示するかどうかにかかわらず○印を付けること。 2) 表示する場合は、「ISO22196」の表示をするに○印を付けること。 3) 当初は表示しなかったが、後日表示する事になった場合は受理通知書と共に送付された申請書の写しを使い、この項目に再申請日を記入し、表示する場合の添付資料と共に再提出すること。 4) 添付資料については該当する資料の()欄にチェックを付けること。</p>
26. 日付	<p>1) 申請日付を記入のこと。 2) 26. の3)の場合は、括弧内に再提出日を記入のこと。</p>
27. 管理責任者	再申請の場合は、再申請の方に記入のこと。

3. 防カビ加工製品、抗菌加工製品の提供又は抗ウイルス加工製品に関する入会・自主登録データシートは、上記を参考に記入すること。

4. 記入に際しては次に留意すること。

- (1) データシートに記入した内容は、情報公開を原則とするので、記入に関しては十分留意のこと。
- (2) 記入内容に不備がある場合は、入会できない場合がある。不明な点は事務局に確認の上、記入のこと。
- (3) 記載内容に変更があった場合は、速やかに事務局に報告すること。